

議会活性化推進 災害・新エネルギー対策 特別委員会調査報告

平成24年3月定例会において設置された2つの特別委員会の調査が終了し、平成25年9月定例会に報告書を提出いたしましたので、ここにその概要を掲載いたします。

議会活性化推進特別委員会 最終報告

「議会活性化推進特別委員会は、「議会改革について」及び「議会活性化について」の調査事件2件について付託され、調査検討をしてきました。この度、当委員会の調査研究が終了し、その結果について報告します。

当委員会においては、先に述べた「議会改革」、「議会活性化」の調査事件を調査・検討するにあたり、「市民にわかりやすい議会」及び「議員活動の活性化」の2つの目標を掲げ、各委員から改善すべき項目が出され、合計で70の改善項目について精力的に検討を重ねてきました。同じ趣旨の改善項目を1つにまとめて記載してある項目もあるので、最終的に42項目の結果について報告するものとなっています。なお、項目が多数あることから、ここにその一部分を報告します。

最終報告書では、新たに改善・活性化を求める主なものとして、正副議長の選出方法、委員会議事録の公開、請願者及び陳情者の意見陳述などがあります。

正副議長の選出方法は、立候補制導入し、立候補者が所信表明を行い、立候補者に対しても質問を行うことができるなどの規定を設け、これにより、候補者自身の議会運営に関する考え方や

抱負を投票前に意思表示でき、正副議長の選出過程において、わかりやすいものとなることから、実施していくよう盛り込みました。委員会議事録の公開についても本会議同様に公開することにより、市民に開かれた、わかりやすい議会にすることとし、加えて、意思決定のプロセスをオープンにすることについて協議し、公開性を高めるため4つの常任委員会議事録を開示していく、議事録については市内の3図書館及び地区公民館に配置していくよう盛り込みました。

請願者及び陳情者の意見陳述については、請願・陳情の提出時に意見陳述の意向確認を行い、委員の意見陳述に対する質疑や陳述人が委員から意見を求めることは認めない等の運用方法を定め、常任委員会の審査の際に請願者及び陳情者は希望すれば意見を述べることができ、意見陳述を行っていくよう盛り込みました。

また、その他に、傍聴者の録音禁止の見直しについては、本会議は生中継及び録画による映像を配信しており、傍聴規則で定める録音禁止の規定は必要ないと思われるのことから、傍聴規則第8条の「録音等」の不必要的部分を削除することや、各常任委員会の活

性化という位置付けで、各常任委員会所管の事務事業について事業の評価を行い、それら評価を執行部に提言していく取り組みを実施していくことを盛り込みました。それにも多くの改善を求める項目を盛り込んでおり、議会改革・活性化に向けたものとなりました。これからも引き続き議会の活性化を図っていきます。

災害・新エネルギー対策 特別委員会最終報告

災害・新エネルギー対策特別委員会は、東日本大震災の教訓を踏まえ、防災や減災に関すること及び放射能汚染対策に関することが今後のエネルギー対策に並びに今後のエネルギー対策に関することを調査事件について付託され、「災害対策に関する」と、「放射能汚染対策に関する」と、「新エネルギーに関する」との3つのテーマを掲げ、調査検討をしてきました。この度、当委員会の調査研究が終了し、その結果について報告します。

まず、1つ目のテーマの災害対策に関することについては、今までにない異常気象が予想されるところから定期的に防災会議を開催し、災害が発生するた

めに最終処分場の候補地選定及び建設を進めるように、市として国に要望していただきたいと考えます。

最後に3つ目の新エネルギーについて、エネルギー自給率向上等の観点から太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーの導入拡大について普及促

域防災計画に反映させ、防災・減災対策に取り組んでいただこうと願います。また、地域防災計画に沿った防災訓練等の実施並びに防災に対する市民への啓蒙活動など、今後の市の対応に期待します。